宮医発 1386 号
令和 2 年 11 月 11 日

郡 市 医 師 会 長　殿

公益社団法人 宮 城 県 医 師 会
会 長　佐 藤 和 宏
［ 公 印 省 略 ］

海外渡航者新型コロナウイルス検査センター（TeCOT）
への医療機関の参加依頼について

本会活動の推進には、日頃より格段のご指導ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、一般社団法人宮城県経営者協会より、別紙のとおり標記検査センターへの医療機関の参加を呼びかける協力依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご承知おきいただきますとともに、貴会会員へのご周知方につきまして、ご高配賜わりますようよろしくお願い申し上げます。

担当：総務部総務課　阿部
Tel 022-227-1591　Fax 022-266-1480

宮経協発第60号
令和2年10月19日

公益社団法人宮城県医師会
会長　佐藤和宏　殿

一般社団法人宮城県経営者協会
会長　海輪　誠

海外渡航者新型コロナウイルス検査センター（TeCOT）への医療機関の参加の依頼について

拝啓　平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、政府において、新型コロナウイルス感染症の再拡大の防止と両立する形で、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置を講じていくこととされております。その一環として、ビジネス目的の出国者が市中の医療機関において検査証明を迅速に取得することを支援するため、経済産業省が厚生労働省と連携して、インターネットで予約・マッチングすることができる「海外渡航者新型コロナウイルス検査センター（TeCOT）」をウェブ上に構築し、10月8日からサービスを開始いたしました。9月4日から当該センターに参加する医療機関の公募を開始しております（別添ご参照）。

なお、この際作成される「新型コロナウイルス検査証明機関登録簿」は、相手国政府と共有し、相手国政府が証明書を受理する際の判断材料となる可能性がございます。現時点で、シンガポール、ベトナムでは、当該登録簿を基に、相手国政府が証明書の受理を判断することとなっています。

一般社団法人宮城県経営者協会といたしましては、多くの医療機関が登録され円滑に検査証明を発行することが、宮城県内の企業の海外における事業活動の再開に大きく寄与するものと考えております。つきましては、貴会所属の医療機関の皆様に TeCOT への参加を呼びかけていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

もし TeCOT に関する説明会開催などのご要望がございましたら、下記の連絡先にお問い合わせください。

敬具

宮城県医師会
受
2.10.20
付
3323

【説明会開催のご要望などについて】

経済産業省　貿易経済協力局　投資促進課
海外渡航支援チーム
担当者：大崎、黒岩
TEL：03-3501-1511（内線 3181）、03-3501-1662（直通）

【TeCOT に関するお問い合わせについて】

TeCOT コールセンター　（受付時間：9：00～17：00）
医療機関用：
　ナビダイヤル：0570-028117（IP 電話等から：03-6830-8026）
海外渡航者用：
　ナビダイヤル：0570-039656（IP 電話等から：03-6830-8027）

News Release

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

別添

2020年9月4日

厚生労働省 同時発表

海外渡航を行う事業者に対して新型コロナウイルス検査証明を行う医療機関の正式登録申請の受付を本日より開始します

ビジネス渡航者が渡航先国の要求に応じた新型コロナウイルス検査証明を円滑に取得するための仕組みである「海外渡航者新型コロナウイルス検査センター(TeCOT※)」をウェブサイト上に設けるにあたり、検査証明を発行できる医療機関について、正式登録申請の受付を本日(9月4日)より開始します。
(英語呼称:COVID-19 Testing Center for Overseas Travelers, 略称:TeCOT)

1. 概要

経済産業省及び厚生労働省は、ビジネス渡航者等が渡航に際し、渡航先国の要請に応じた新型コロナウイルス検査証明を円滑に取得できる仕組みとして、「海外渡航者新型コロナウイルス検査センター(TeCOT)」(※))をウェブサイト上に設ける予定です。

※TeCOTの基本的機能については、【関連資料①】をご覧ください。

このため、検査証明を発行できる医療機関の正式登録申請の受付を本日(9月4日)より開始します(申請要領参照)。経済産業省及び厚生労働省による所定の基準(※)に基づく審査を経た医療機関を、国が設ける「新型コロナウイルス検査証明機関登録簿」(以下「登録簿」という。)に記載します。また、ビジネス渡航者等が渡航先国に円滑に入国できるよう、相手国政府からの要請に基づき、登録簿を相手国政府と共有するとともに、公表する予定です。

※「海外渡航を行う事業者に対して検査証明を行う医療機関の登録規程」(令和2年9月3日経済産業省・厚生労働省決定)【関連資料②③】

2. 申請の手続き

(1)申請書類

申請様式「医療機関登録申請書」【関連資料④】

※記入要領【関連資料⑤】を御参照ください。

(2)申請先

こちらをクリックいただき、申請書を添付、必要事項をご記入の上送信ください。

※宛先:kaigaitokosien-toiawase@meti.go.jp

(3)申請受付期間

常時受け付けております。まずは9月10日(木曜日)正午までの申請について、9月中旬を目途に登録、公表を行う予定です。その後は随時、追加登録のうえ、公表を行う予定です。

（参考）関連資料

①海外渡航者新型コロナウイルス検査センターについて

②海外渡航を行う事業者に対して検査証明を行う医療機関の登録規程

③海外渡航を行う事業者に対して検査証明を行う医療機関の登録規程の概要

④様式　医療機関登録申請書

⑤『様式　医療機関登録申請書』の記入要領・よくあるお問い合わせ

（本発表資料のお問合せ先）
＜本件、登録申請手続に関するお問い合わせについて＞
TeCOT コールセンター（受付時間：9:00～17:00）
医療機関用　ナビダイヤル：0570-028117
（IP 電話等から：03-6830-8026）
海外渡航者用　ナビダイヤル：0570-039656
（IP 電話等から：03-6830-8027）

＜本件、登録規程に関するお問い合わせについて＞
経済産業省　貿易経済協力局　投資促進課
海外渡航支援チーム
課長：木尾
担当者：大崎、青田
電話：03-3501-1511（内線 3181）